

第91号議案

長岡京市会計年度任用職員の給与並びに旅費及び費用弁償  
に関する条例の一部改正について

長岡京市会計年度任用職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（令和元年長岡京市条例第4号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和6年12月20日提出

長岡京市長 中小路 健吾

（提案理由）

国の人事院勧告に準じた職員給与の変更を行うため、条例の一部を改正する必要があるので提案する。

長岡京市会計年度任用職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

長岡京市会計年度任用職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（令和元年長岡京市条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																																								
(給与改定の実施時期等の取扱い) <b>第32条 【略】</b> 2 この条例の規定（この条例において準用する給与条例又はこの条例においてその定めるところによることとされ、若しくはその例によることとされる特殊勤務手当条例の規定を含む。次項において同じ。）について給与の額の改定に関する改正が行われ、当該改正後の規定が遡って適用される場合における日額又は時間額により給料又は報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員の当該改正の施行の日の属する月の末日（当該改正の施行の日が月の初日であるときは、その前日）までの間の給与（期末手当及び勤勉手当を除く。）については、当該改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。 3・4 【略】	(給与改定の実施時期等の取扱い) <b>第32条 【略】</b> 2 この条例の規定（この条例において準用する給与条例又はこの条例においてその定めるところによることとされ、若しくはその例によることとされる特殊勤務手当条例の規定を含む。次項において同じ。）について給与の額の改定に関する改正が行われ、当該改正後の規定が遡って適用される場合における日額又は時間額により給料又は報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員の当該改正の施行の日の属する月の末日（当該改正の施行の日が月の初日であるときは、その前日）までの間の給与（期末手当を除く。）については、当該改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。 3・4 【略】																																								
別表第1（第3条関係） 給料表	別表第1（第3条関係） 給料表																																								
<table border="1"><thead><tr><th>職種</th><th>職務の級</th><th>適用する号給の範囲</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="3">【略】</td></tr><tr><td rowspan="2">(4) 指導員 コーディネータ</td><td colspan="2">【略】</td></tr><tr><td>一</td><td>3級</td><td>1号給～<u>75</u>号給</td></tr><tr><td colspan="3">【略】</td></tr><tr><td rowspan="2">(6) 保健医療業務従事者</td><td colspan="2">【略】</td></tr><tr><td>3級</td><td>1号給～<u>111</u>号給</td></tr></tbody></table>	職種	職務の級	適用する号給の範囲	【略】			(4) 指導員 コーディネータ	【略】		一	3級	1号給～ <u>75</u> 号給	【略】			(6) 保健医療業務従事者	【略】		3級	1号給～ <u>111</u> 号給	<table border="1"><thead><tr><th>職種</th><th>職務の級</th><th>適用する号給の範囲</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="3">【略】</td></tr><tr><td rowspan="2">(4) 指導員 コーディネータ</td><td colspan="2">【略】</td></tr><tr><td>一</td><td>3級</td><td>1号給～<u>79</u>号給</td></tr><tr><td colspan="3">【略】</td></tr><tr><td rowspan="2">(6) 保健医療業務従事者</td><td colspan="2">【略】</td></tr><tr><td>3級</td><td>1号給～<u>115</u>号給</td></tr></tbody></table>	職種	職務の級	適用する号給の範囲	【略】			(4) 指導員 コーディネータ	【略】		一	3級	1号給～ <u>79</u> 号給	【略】			(6) 保健医療業務従事者	【略】		3級	1号給～ <u>115</u> 号給
職種	職務の級	適用する号給の範囲																																							
【略】																																									
(4) 指導員 コーディネータ	【略】																																								
	一	3級	1号給～ <u>75</u> 号給																																						
【略】																																									
(6) 保健医療業務従事者	【略】																																								
	3級	1号給～ <u>111</u> 号給																																							
職種	職務の級	適用する号給の範囲																																							
【略】																																									
(4) 指導員 コーディネータ	【略】																																								
	一	3級	1号給～ <u>79</u> 号給																																						
【略】																																									
(6) 保健医療業務従事者	【略】																																								
	3級	1号給～ <u>115</u> 号給																																							

改正後		改正前	
【略】		【略】	
(9) 技術監 技 術員 技師	【略】	(9) 技術監 技 術員 技師	【略】
3級	1号給～ <u>7 9</u> 号給	3級	1号給～ <u>8 3</u> 号給
(10) 指導主事 研究主事	3級 1号給～ <u>3 0</u> 号給	(10) 指導主事 研究主事	3級 1号給～ <u>3 4</u> 号給
【略】		【略】	
(13) (1)から(12)ま での職以外の 職	【略】	(13) (1)から(12)ま での職以外の 職	【略】
3級	1号給～ <u>7 9</u> 号給	3級	1号給～ <u>8 3</u> 号給

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正は、令和7年4月1日から施行する。